

令和2年度第2回亀岡市総合計画審議会進行管理部会 議事要旨録

日 時：令和2年8月24日（月）午前9：30～12：40

場 所：亀岡市役所 6階 602、603 会議室

出席者：原田部会長、手塚副部会長、今里委員、大槻委員、木村委員、黒田委員、
渋谷委員

欠席者：浅田委員

議 題：1 開会

2 議事

(1) 後期基本計画第7章第6節「住宅・住環境」に係るヒアリング

(2) 後期基本計画第8章第1節「行政運営」に係るヒアリング

3 閉会

1 開会

2 議題

(1) 後期基本計画第7章第6節「住宅・住環境」に係るヒアリング

○「住宅・住環境」に係る総合計画での位置付け等について説明（事務局）

○事業についての説明（住宅・住環境）（前半5事業）

◆具体的施策 No345「条例・実務マニュアル等による開発行為等に係る適正な指導の推進」

都市計画課

- ・本事業は、開発行為や建築行為によって新たな市街地が形成される場合、良好な市街地・住環境の形成を図るため、申請者に対し、一定の基準に基づき、適正な指導を行うことを目的としている。
- ・平成28年度まで「亀岡市宅地開発等に係る指導要領」に基づき指導に取り組んできた。少子高齢化社会の到来や住民ニーズが多様化する中で、都市基盤の状況に合った指導ができるようにするため、平成29年度から京都府から開発許可事務の権限移譲を受け、「亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」の制定、「亀岡市宅地開発等に関する指導要綱」の条例化、及び条例に対応する手引きや実務マニュアルを作成し、適正な指導に取り組んできた。
- ・活動指標にあるように、本市HPに手引きや実務マニュアルを掲載する他、窓口対応用に手引きの概要版を作成し、窓口来訪時は、詳しく説明し、理解を深めていただいている。また、事務の効率化・適正化の推進のために、手引き・実務マニュアルの定期的な見直しを図り、HPで周知を図っている。
- ・成果指標は届出件数としており、開発行為等に係る申請がなされた場合は、条例・技術基準等に適合する計画と整理するために、申請者・関係者と適宜協議を行う。基準に伴う協議が完了した際は、申請者は協議完了届を提出し、市と覚書を締結している。
- ・今後も開発行為等に係る適正な指導を行っていけるよう、事務改善を実施していきたい。

◆具体的施策 No346, 347「住宅耐震化の啓発 耐震相談会の実施」

建築住宅課

- ・具体的施策 No346, 347 住宅耐震化の啓発 耐震相談会の実施、No.348 耐震診断の実施、No.349, 350 木造住宅の耐震化工事の促進 耐震改修費補助の実施については、亀岡市建築物耐震改修促進計画に基づいて行う施策である。
- ・平成7年の阪神淡路大震災においては多くの命が奪われ、その後も日本全国で震度7を超える地震が起きている。国や京都府では耐震化を進めるために、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」や「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」等の改正

を行うなど、新しい施策の推進に努めている。亀岡市も、今後発生する可能性の高い「南海トラフ地震」や亀岡断層などの内陸型地震の被害を最小にするための取組が重要であると考えており、平成 20 年に「亀岡市建築物耐震改修促進計画」を策定し、関係法令や上位計画の改定と合わせ、平成 28 年に全面改訂を行った。

- ・第 4 次亀岡市総合計画後期基本計画や亀岡市地域防災計画においても、住宅や建築物の耐震化を重要課題と位置付け、対策を進めているところである。
- ・平成 7 年の阪神淡路大震災の直接的な死者の 9 割が建築物の倒壊・家具の転倒による圧迫死と言われている。大きな被害を受けた建築物の多くは昭和 56 年 6 月 1 日施行の新耐震基準に適合しない建物であった。
- ・平成 28 年に亀岡市が「亀岡市建築物耐震促進計画」を改訂した際の推計では、昭和 56 年以前に着工された、新耐震基準を満たしていない耐震性のない建物は市内に 7,800 戸と言われている。建物を所有される方や居住者の方を中心に耐震化の重要性を認識してもらい、耐震化の進め方を伝えるため、耐震学習会や相談会の開催、耐震啓発リーフレットの印刷・配布を行っている。
- ・また、学校の希望によるが、小学校中学年（3 年生・4 年生）向けに出前授業等を行っている。
- ・活動指標は耐震学習会・耐震相談会の開催及び啓発リーフレットの印刷等としている。件数は年によって変動があるものの、継続して行っていることから順調に推移していると判断している。

◆具体的施策 No348 「耐震診断の実施」

建築住宅課

- ・新耐震基準を満たしていない木造住宅の耐震化の第一歩として、耐震性の現状把握のため、自己負担額 3,000 円で自宅の耐震診断を受けることができる。本事業では、耐震性の有無だけではなく、耐震性が不足している場合は、必要とされる耐震工事、概算工事費、支援制度情報提供等を行うことで、耐震工事に繋がるように努めている。
- ・活動指標は、耐震診断士の派遣の戸数としている。毎年 20 戸前後の申し込みがあり、申し込み分については、全て対応ができています。

◆具体的施策 No349, 350 「木造住宅の耐震化工事の促進 耐震改修費補助の実施」

建築住宅課

- ・耐震診断を行った結果、耐震性が不足し、必要とされる耐震工事を行う場合、工事費用の 4/5、最大 100 万円の補助を行っている。屋根の軽量化など簡易な耐震工事については、最大 40 万円、また、耐震シェルターの設置に最大 30 万円の補助金を交付するなど、住民ニーズに対応した複数の種類の補助制度により、住宅耐震工事の支援をしている。
- ・平成 28 年度の活動指標には建築物耐震改修促進計画策定としているが、こちらは平成 28 年度に改訂を行っており、次回の改訂は 10 年後としているため、その後は実績なしとなっている。また、耐震改修申請件数は年に 20~25 件ほどであり、市民ニーズに応えられたものになっていると考える。なお、令和元年度までで 84%の達成率となっている。
- ・耐震に係る施策を継続して実施し、地震発生時における住宅建築物の被害の軽減や市民の生命・財産の保護を図り、震災に強いまちづくりの推進に努めたい。

◆具体的施策 No351② 「本市の市街化調整区域の実情に応じた都市計画法に基づく開発許可制度の運用」

都市計画課

- ・市街化調整区域においては、土地の利用が制限されており、建物の新築や用途の変更が難しい状況である。そのため、市街化区域に比べ、人口減少・少子高齢化が進行しており、地域活力の低下や地域コミュニティの衰退が懸念される。市街化調整区域内において、地域活力や地域コミュニティ

の維持・活性化を図るため、区域・用途を指定し、指定した区域内に限り、建築行為等を許容する「既存集落まちづくり区域指定制度」の運用をしている。区域及び用途の指定については、(1) 都市計画法の線引き制度の趣旨を逸脱せず、積極的な公共施設整備や住宅地開発を促進するものではないこと (2) 既存集落の地域活力や地域コミュニティ維持・活性化を目的としたものであること (3) 地域で合意形成がされたものであることを基本的な考え方としている。他の制度との整合や地域の要望にあったものであるかを踏まえ、検討を行っている。

- ・京都府から亀岡市に開発許可制度に関わる事務委任を受けた平成 29 年度以降、調整区域を有する地域の意向を踏まえ、本制度を活用したいと合意形成が図られた地域から順次区域指定を行っている。
- ・区域指定のフローとしては、地域でまちの課題や将来についての検討、本制度の活用について検討をいただく。次に地域と亀岡市で検討・調整を行い、区域と用途の指定案を取りまとめ、その後関係機関と協議調整を行い、条例による区域指定の事務を進める。取組にあたっては、本制度の理解を深めるため、勉強会の開催や制度概要パンフレットの HP への掲載や配布を実施している。

<質疑応答>

部会長

- ・質問・意見があればお願いしたい。

A 委員

- ・具体的施策 No346, 347 住宅耐震化の啓発 耐震相談会の実施についてである。成果指標について、平成 28 年度の数字は出ているが、それ以降は計算不能となっている。10 年ごとに計算と説明があったが、予め分かっているのであれば、計算不能であるものを指標として設定したのはなぜか。

建築住宅課

- ・住宅の耐震化率の耐震化率についてだが、こちらは、「亀岡市建築物耐震改修促進計画」の策定・もしくは改訂時に現状把握のために計算を行うものであることから、10 年毎の計算となっている。本来であれば毎年の計算が可能なものではないため、毎年の指標として適切かと問われると、適切とは言いきれない。しかし、具体的施策 No.348, No.349, 350 が順調に推移していることから、耐震改修は、一定進んでいると判断している。現状適切な指標かとの問いについては、少し否定的に考えている。

部会長

- ・住宅の耐震化率については、10 年毎に計算しているとの説明があった。技術的な目標値の他に、市民アンケート等を通じ、施策の満足度を測るのはどうか。また、認知されていないことが多いことから、認知度を目標とするのはどうか。
- ・具体的施策 No.349, 350 木造住宅の耐震化工事の促進 耐震改修費補助の実施にもつながるが、市役所だけで耐震に係る予算を用意していても、周知されていない。市民が補助を知らないまま、全額自己負担していることがあるのではないかと思う。多くは、工務店や金融機関を通じて補助があることを知るのではないか。工務店や金融機関等と一緒にこのような施策があることを PR することで効率よく周知ができるのではないかと思う。

A 委員

- ・具体的施策 No.349, 350 耐震改修の補助の実施についてだが、活動指標の耐震改修申請件数の目標が 20 件となっている。耐震基準を満たしていない亀岡市内の建築物は 7,800 戸との説明があったが、年 20 件という指標は、絶対数からすると少ないのではないか。

建築住宅課

- ・耐震基準を満たしていない建築物が7,800戸という状況からすると、申請が20件程度であるとなかなか追い付かない状況ではあるが、改修ではなく、除却や、建替えを選ばれる家がかかなりあると考えられる。
- ・補助金や耐震改修のみが、耐震化率の向上の要因ではないと考えており、年に約20件ずつしか耐震化が進んでいないというわけではないと考える。また、申請件数についても、目標を超えた市民ニーズがあるという状況ではなく、予算についても90～100%の消化率となっていることから、年20件程度が市民ニーズとあっていると考えられる。自己負担額200万円を超えるような改修工事もあることから、補助額が100万円あるといっても、全員の方が工事できるわけではないと考えている。一方で、より啓発を努めることで、問い合わせ件数を増加させることができると思うので工夫をしていきたい。

部会長

- ・具体的施策No.345 条例・実務マニュアル等による開発行為等に係る適正な指導の推進についてであるが、指導の根拠になる指導要綱や技術基準は見直しを行い、時代に即したものの、例えば、技術的・社会的に安全なものとなっているか。例えば、滋賀県においては「地先の安全マップ」を公表し、重要告知事項として、購入される方向けに説明をしなければならないとしている。亀岡市においては、このような取組はこれからだと思うが、国もそのような方向に変わっていくのではないかと思う。指導要綱・技術基準はどのようになっているか。
- ・具体的施策No.351② 本市の市街化調整区域の実情に応じた都市計画法に基づく開発許可制度の運用について、亀岡市は農業も大切にしているまちであると考えますが、景観や環境保全の観点からは市街地と田園地域との間に適切な緩衝帯が必要ないかと感じているが、このような基準は設けているか。

都市計画課

- ・具体的施策No.345 条例・実務マニュアル等による開発行為等に係る適正な指導の推進についてであるが、概ね1年に1度改訂をしている。毎年6月から担当職員を中心に係内で毎月協議を行い、適宜見直す点を検討し、年度末に改正している。改正内容は、事務フローや事業者からの指摘、また、関係法令改正との整合などである。

都市計画課

- ・具体的施策 351② 本市の市街化調整区域の実情に応じた都市計画法に基づく開発許可制度の運用について、追加資料で配布した「既存集落まちづくり区域指定制度」パンフレットをご覧いただきたい。後ろから2ページ目に、「指定区域別許容する予定建築物の用途一覧（概要）」がある。表の一番上に「自己用住宅、自己用兼用住宅」では地区ごとに敷地面積の下限値を定めており、小規模な住宅が建て詰まるなど、集落景観にそぐわない状況が生じることのないよう、地域の意向を踏まえつつ、ゆとりを持った住宅環境が形成されるよう配慮している。
- ・意見をいただいた集落地と農地との境目の景観への配慮という視点での検討は欠けていたように思う。

部会長

- ・景観の形成にあたり、そのようなことも検討してもらえればと思う。山形県金山町においては「金山住宅」として新しいまちなみを作るという視点から政策を進めている。既存集落まちづくり区域指定制度等を利用して移住される方は、古い家や景観を大切にしようと思われるだろうが、ずっと住み続けている人にとっては、当たり前環境で価値を感じないことによりどこにでもあるような

宅地が形成されてしまうのではないかと。姉妹都市のクニッテルフェルトは非常にきれいな街並みである。姉妹都市等の取り組みも参考に検討いただければと思う。移住定住にも関係していくのではないかと。

○事業についての説明（住宅・住環境）（後半 6 事業）

◆具体的施策 No352①「空き家対策に関する仕組みづくり」

建築住宅課

- ・少子高齢化や核家族化の進行で周囲に悪影響を及ぼす空き家が増えたことに伴い、国は「空家等対策の推進に関する特別措置法（空家法）」を平成 28 年に施行している。この問題に対し、部署単位の対応ではなく、全庁として取り組むため、総合計画においても「空き家の適切な管理の促進と活用」として位置付け、適切な管理の推進については建築住宅課、活用についてはふるさと創生課が主導的に担いつつ、空き家毎に連絡・連携し進めている。建築住宅課が担う、空き家の適切な管理の促進については、第 4 次亀岡市総合計画策定時、事務フローも定まっていなかった状況であったことから、事業名を「空き家対策に関する仕組みづくり」としていた。現在は、仕組みが定まり、それを骨子に業務を行っている。事業の取組は主に 5 つである。(1) 相談を受ける。(2) 空き家所有者に問題解消・緩和を求める。(3) 空き家を適切に管理するように啓発する。(4) 建築住宅課以外の事業を案内し、利用を促す。(5) 役立つ情報の提供である。これらの取組により、建物に問題のある空き家の内、64%で問題の解決・状況の緩和ができた。その結果、快適な生活を支えるまちづくりを進める上で、心理的な居宅の快適性の向上、空き家等による物理被害を減らすことができたことから、住環境の改善に効果があったと考える。効果を得るための工夫としては、継続的・頻りに働きかけを行うとともに、空き家を放置することが損害をもたらすリスクがあることを啓発し、空き家の存在を忘れないようにした。また、空き家相談会においては、市職員だけではなく、専門家も交えて対応・アドバイスを行い、空き家の処分に不慣れで対応が滞りがちな所有者の心理的負担や対応の円滑化を心がけている。
- ・亀岡市市内に、問題を有する空き家は約 400 戸とされ、内取り扱った空き家は 176 戸であり、4 割程度である。今後の方向性として、残り 6 割の取り扱い後、相談戸数は減ってくると想定するが、相談件数はしばらく高止まりすると考えており、引き続き 6 割程度の解決・状況の緩和率を維持していく。

◆具体的施策 No352②「空き家利活用の推進」

ふるさと創生課

- ・本市への移住・定住促進を進めるにあたり、移住者の住宅確保に向けて市内に存在する空き家の利活用を進めている。空き家利活用を進めるにあたり、放置されている空き家でお困りの方向けに、相談会を年 4 回程度実施している。
- ・空き家バンクの運用について協力・協定を結んでいる京都府宅地建物取引業協会や司法書士会などにも協力をいただき、相談会にお越しいただいた方の問題にその場で対応できるようにしている。
- ・平成 30 年度からの取組だが、毎年 5 月に固定資産税の税額通知を送付するにあたり、市外の方向けには空き家バンクや相談会の案内を同封するようにしている。その結果、空き家相談会の件数は、平成 30 年度以降増加している。第 4 次亀岡市総合計画策定時においては、空き家相談会後は、空き家バンクの登録へ繋がることを想定していたものの、相談に来る方は相続をどうしたらよいのかや、隣の土地との境界が不明であるなど、利活用の前段階であった。そのため、空き家バンクの登録に結び付く状況には至っていない。しかし、相談会を通じ、基礎を作っている段階であるため今後とも定期的にも実施していきたい。

◆具体的施策 No353「空き家バンクの創設、運用」

ふるさと創生課

- ・空き家の所有者と利用希望者マッチングの仕組みを平成 28 年 10 月から実施している。現在 80 件の登録があり、内 54 件については次の利用者が見つかった状況であり、効果的な運用ができていると考える。
- ・活動指標・成果指標ともに当初の目標を上回っている状況である。一方で空き家バンクの登録が 80 件に対し、空き家を探している方が 300 人を超えている状況であり、物件数が大幅に不足しているのが課題である。
- ・今後は、登録物件数を増やしたい。西別院町においては、地域の声掛けにより空き家が掘り起こされている状況であるため、地域に御協力いただいた場合に地域に対し、報奨金の支払いができないか検討を進めている。
- ・市内の宅建業者と協力し、市内への移住者を呼び込むこととしたい。京都府宅地建物取引業協会や全日本不動産協会京都府本部と協議し進めていきたい。

◆具体的施策 No354 「市営住宅の計画的建替えの推進」

建築住宅課

- ・亀岡市公営住宅等長寿命化計画に基づく事業である。市営住宅は、住宅に困窮する低所得者の住宅供給のため建設され、亀岡市内には現在、15 団地、585 戸の市営住宅がある。内、155 戸は耐用年数を経過しており、今後 10 年で 61 戸の耐用年数が経過する。現在の財政状況においては、耐用年数を超えた住宅を除却し、建替え、更新するサイクルは困難であるため、今ある市営住宅の適正管理が大事である。そのような背景のもとで、亀岡市公営住宅等長寿命化計画を策定した。これは、計画的で早期の修繕により、市営住宅の更新コストの削減を目指すものであり、予防的観点から修繕計画を定め、長寿命化による更新コストの削減と各年度における事業量の平準化を図る。
- ・長寿命化計画は、計画期間を 10 年としており、平成 22 年に策定したものは、平成 31 年 3 月に終了したことから、同 3 月に現行計画策定し、本計画に基づき、修繕等を行っている。
- ・本事業では、滝の花住宅 B 棟建替工事を予定しているが、予算化が見送られているため、着手できておらず、今年度の執行もない見込みである。この 5 年間は実績がない状態であるが、今後も予算要望を行っていく。

◆具体的施策 No355 「市営住宅の適正な維持管理」

建築住宅課

- ・こちらも、亀岡市公営住宅等長寿命化計画に基づく事業である。
- ・順調に実施できており、平成 28 年度は吉川住宅の外壁・屋根・給水設備改修、平成 29～30 年度は町畑住宅の外壁・屋根改修、令和元年度は野条住宅の外壁・屋根改修を行っている。今年度は、大年住宅の外壁・屋根改修を行う予定であり、活動指標・成果指標ともに達成できる見込みである。

◆具体的施策 No356 「民間の賃貸住宅供給への支援」

建築住宅課

- ・京都府が主催する、居住支援協議会・地域住宅協議会に出席し、住宅の確保に配慮が必要な高齢者や低所得者の状況を把握し、新たな住宅セーフティーネット対策に努めるものである。
- ・京都府地域住宅協議会は、地域における住宅の多様な需要に応じた、公的賃貸住宅の整備について、必要となるべき措置について協議するために、都道府県ごとに設けられている協議会である。年 2 回会議が開催され、全国の事例や国庫補助制度についての情報共有を行っている。
- ・高齢者や生活困窮者の対策が重要であるため福祉部門が運営している住居確保給付金や生活保護制度についても理解し、部門との連携が求められている。
- ・京都府居住支援協議会においては、新たなセーフティーネット構築のために設置され、行政だけで

はなく、不動産関係者や社会福祉法人などが連携し、民間賃貸住宅への円滑な入居を図るものである。地域連携会議を開催する他、賃貸住宅の入居への悩みなどの相談会を開催した。今後も市内外との連携を図る中で公営住宅だけではなく民間賃貸住宅についても把握に努め、適切な制度の運営を図る。

<質疑応答>

B 委員

- ・特に旧亀地区など、市街化区域においてもドーナツ化現象が進み、空き家や空き地がある。そのような場所を開発しようとした場合、道路などのインフラが整っておらず、開発ができないことがある。亀岡市において開発許可制度を開始されているが、開発ができるようにするといった考えはないか。

部会長

- ・中心部の空き家を解消するための施策としては、どのようなものがあるかという質問である。

都市計画課

- ・市街地開発については、申請に基づき開発行為の審査をしている。インフラに係る問題が全くないということはないと思うが、開発行為においては技術的な基準（雨水・排水の整備）や地元との協議が整っているかなどの調整を行った上で、適切な開発行為が行われるよう、協議を進めている。

B 委員

- ・亀岡市へ都市計画法の開発許可権限が与えられたが、それをどう上手く活用するかには、亀岡市独自のまちづくりが必要ではないか。その点を踏まえて指導するのであればよいが、都市計画法に基づく、法令通りの基準で進めるのであれば、亀岡市独自の開発が進められないのではないか。

部会長

- ・相続しない、戻ってこないといった場合があると思うが、そういった人になぜ戻ってこないのかアンケートを実施することで、家が建て替えできないからだけではない、その他の社会的な要因が分かるのではないか。そういった調査を試みるのはどうか。
- ・中心部のドーナツ化現象についてだが、お祭りに関心がある都市部の方はおり、京都市の中心部の祇園祭 鉦町においては、人口を増やす要因となっている。
- ・亀岡市を積極的に担ってくれる人を募集するなどし、プロジェクトを一緒に行ってくれる人はぜひ引っ越してきてくださいとアプローチするサービスもある。亀岡市においても、地域の課題を一緒に解決する人を集めるのもよいのではないか。地域と協議し、集めていくことを検討いただきたい。

C 委員

- ・亀岡のこれから作っていく若い世代の代表として、意見を言いたいと思う。空き家を問題として捉えるのではなく、リソースとして捉えたほうが良いのではないか。宝として、未来を変えていけるのではないかという目線で考えてほしい。ベルリンでは廃墟が文化やアートを取り入れ、世界中から人を招こうとしている事例もある。バンクとして受け身の姿勢で待っているだけではなく、啓発していく必要があるのではないか。パンフレット・チラシを撒き満足するのではなく、発達しているテクノロジーを活用するなど工夫してほしい。
- ・空き家は、人口減少・少子高齢化などが複合している問題であるため、住宅に係る課だけではなく、国際交流に関わる課などを巻き込み、新しい施策を考える必要があるのではないか。

ふるさと創生課

- ・御指摘のとおりと思う。現在、かめおか霧の芸術祭を行っているが、芸術家やものづくりの方で工房を探している人が多いため、空き家を活用していただき、地域に開かれることで亀岡市の活性化にもつながると思う。起業に係る補助金等も用意しており、積極的に行っていきたい。

副部長

- ・具体的施策No.353 空き家バンクの創設、運用の説明において、空き家バンクで家を探している方が300人を超えているとの説明があったが、こちらは亀岡に移住したいと思っている人か。どのような理由でどのような家を探しているのか、把握をしているのか。

ふるさと創生課

- ・空き家バンクについては、移住希望者に限らず、家を探している人は誰でも登録可能である。登録が多い順に京都市、亀岡市在住となっており、その他も関西圏が多い。亀岡市内の方は、住み替えとして考えており家賃の希望などもある。市外の登録者は移住希望ということもあり、のどかな環境での子育てや、家庭菜園を希望する方や、古民家改装によるカフェ・ギャラリーをしたいといった起業をイメージしている方もいらっしゃる。

副部長

- ・亀岡市は、市を上げて人口を増やそう、若い人を増やそうとしていることと思う。空き家だけではなく、住宅地として選ばれるような方向性を強く進めるとよいと思う。

D 委員

- ・空き家問題とまちのあり方は一体的であり、今後、空き家は増える一方であろうと思う。そのような中で、流動性をどう確保するかが問題だと思うが、これは日本人特有の価値観や社会性によるものではないか。どう解決するかは日本全体に係るものであり、税制による負担などによらなければ、流動性の確保は難しいのではないか。現在の事業継続はもちろんだが、それだけでは進まないと思う。空き家は多くあっても、貸し手がなく、求めている人がいる状況をどう解決していくかには、そういった整備が必要になるのではないか。

部長

- ・2050年頃、現在人口が増えている篠町であっても、人口が半分になると推計される。新興住宅地も人が一気に減る可能性があるとともに、高齢化が進むであろう。この予測できることに対して、なにか市として対策・方針を持っているのか。

まちづくり推進部長

- ・そこまでの長期間を想定した施策はない。人口減少下において住居系の新たな土地利用は難しく、また、農地等なども維持が難しい。人口は減少し、耕作放棄も増加するという厳しい状況にある。人口に限らず、様々な課題が絡み、今後のまちづくりは難しい状況であると認識している。将来の人口減少や高齢化についても長期的な視点を持ち、今後の施策に活かしていきたいと考える。

D 委員

- ・具体的施策No.355 市営住宅の適正な維持管理、具体的施策No.356 民間の賃貸住宅供給への支援に関してだが、一概には言えないものの、空き家が増加している中、市営住宅を増やす時代ではないのではないか。市営住宅を必要とする状況があるのは理解する。
- ・空き家の流動化が図れない状況の中、具体的施策No.356 民間の賃貸住宅供給への支援のようなもの

を国がしっかりと支援すれば良いと思う。公営住宅は必要であるが、このような施策にシフトすれば日本の有効な資産を活用できるのではないかと。

部会長

- ・ご指摘は、災害時のみなし仮設住宅のような、一定公共が関与し、活用をするイメージか。

D 委員

- ・そのようなものを含んでである。人口が減り、空き家が増えていく状況であり、以前の市営住宅が必要とされていた時代の社会背景と異なっている。民間の資産が眠っているのであればそれらを活用する施策があれば、もっと空き家問題解決の一助になるのではないかと。
- ・先ほど、市営住宅で耐用年数を超えているものがあると説明があったが、市営住宅をどのような運用するか。建設については、背景を考慮し、焦らなくともよいのではないかと。

B 委員

- ・現在、15 団地ある亀岡市営住宅の利用状況及び相対的な修繕費はどれくらいか。
- ・都市計画法と農地法を並行維持し、建築の許可を行っていることと思う。亀岡に農業をしたいと来た際の特別な手当などはあるのか。

建築住宅課

- ・市営住宅の入居率は概ね 90～100%程度である。回転が速く、退去の手入れ後はすぐに入居がある状況である。入居募集は年に 1～2 回ほどである。
- ・修繕について、お金がかかるのが水回りであるが、年間 1000 万円以上がかかっている。

部会長

- ・営農を希望される方の支援についてはどうか。

都市計画課

- ・既存集落まちづくり区域指定制度は、市街化調整区域の集落内の空き地や空き家の活用を可能とする制度で、指定用途の建築物の建築を可能とするものである。一般的に農地に建築物を建築する場合は、農地法に基づく農地転用許可が必要となる。既存集落まちづくり区域の指定にあたっては、あらかじめ京都府南丹広域振興局や農業委員会と調整を行い、円滑に手続きが進められるよう調整に努めている。
- ・また、集落内の空き家の活用について、空き家とともに所有する農地をあわせて譲りたいと考えられる方もおられるが、農地法上、農地を取得することができる人が限られていることがネックになっていた。そういった課題を解消するため、農業委員会では、平成 31 年 4 月から、空き家に付随する農地については、1 ㎡から取得できるように基準を緩和されている。
- ・法令で定める範囲内ではあるが、時代のニーズに応じて、各施策で対応ができるところは対応してきていると認識している。

(2) 後期基本計画 第 8 章第 1 節「行政運営」に係るヒアリング

○「行政運営」に係る総合計画での位置付けについて説明（事務局）

○事業についての説明（行政運営）（前半 8 事業）

◆具体的施策 No373 「コンプライアンス推進事業」

人事課

- ・本市職員の倫理意識・法令順守意識の向上、不祥事防止の徹底及び庁内におけるコンプライアンスに係る事項を推進するため、亀岡市コンプライアンス推進本部を設置し、部長を本部員に、所属長をコンプライアンスリーダーと位置づけている。コンプライアンスリーダーを対象に研修を実施し、その研修をもとに全所属での職場研修を実施する。また、定期的な意識付けのために定期的に電子広報誌を発行し、夏季や選挙執行時には、服務規律の徹底する内容の庁内の通知を行うことで、倫理意識の高い市民から信頼される組織づくりに努めている。
- ・コンプライアンス研修を実施し、倫理意識の向上に向けた研修受講者数を成果指標としている。平成28年度の達成度は99.5%となっているが、以降は100%を達成しており、累積の達成度は、79.9%となっている。
- ・新規採用職員に対しては、職場研修に加えて、職員倫理と契約事務に関する研修を実施し、倫理意識の高い、市民から信頼される組織づくりに努めている。研修内容は基本的なコンプライアンスに関するものに加えて、毎年度変更して実施している。今後は、公務員に係る事例を加え、様々なコンプライアンスに係るものを自分事としてとらえられるように工夫していく。

◆具体的施策 No374 「人材育成事業」

人事課

- ・第4次総合計画に沿った市民満足度の高いまちづくりを推進することを目的として、時代の変化に迅速かつ、柔軟に対応し、亀岡市の実情に応じた政策・企画を実現することができる能力と意欲をもった人材を育成するため、職員研修を実施している。研修の実施にあたっては、職員の自学を促すための支援やきっかけを提供するとともに、必要とされる知識や能力を習得するための研修を企画している。
- ・活動指標は、6種類の研修の実施としており、毎年度継続的に実施している。成果指標では研修受講者数を述べ1,800人と設定しており、一人あたり3回受講という目標にしている。各年度100%の達成度となっており、一人あたり5~6回あたり研修を受講していることとなる。
- ・受講人数に変動があるのは、階層別の研修があり、対象の職員数が年によって異なるためである。
- ・派遣研修は、他の機関へ派遣し、受講するものがある。専門職においても、専門的な知識の習得のための機会を設けている。また、国や府、京都パープルサンガ等民間への派遣を行っている。研修を受講するだけでなく、市民サービスの向上につなげることが大切と考えているため、今後も研修の機会を設けたい。

◆具体的施策 No375 「マネジメント改革事業」

人事課

- ・多様化する市民ニーズに的確に対応するために、職員一人ひとりのスキルの向上と能力開発が不可欠であり、職員には仕事に取り組む意欲の高揚と意識改革が求められる。市民サービスの向上につながる人材育成を推進するため、これまでの人事管理におけるマネジメントを総合的に検証し、人事システムの充実に努める。
- ・活動指標は、採用試験と昇進試験の実施としている。人物重視の採用とするため、集団面接や集団討論など、筆記試験を課さない試験を実施している。リクルート活動としては、大学内での企業説明会や合同企業説明会への出展、就職ナビサイトの活用を実施している。
- ・効果的な人材登用においては、本人の適正ややる気を重視するとともに、人事評価によるコンピテンシーによる総合的な判定となる試験制度への改革を進めている。
- ・成果指標は、人事評価、ジョブローテーションをそれぞれ年に1度実施することとしている。達成度を上げるために、人材育成基本方針に基づき、人材の育成を目的とする人事評価、スタートアップ面談やフィードバック面談をおし、職員のチャレンジ精神、積極性を引き出すような育成指導に努めた。また、性質の異なる職場を計画的に異動するジョブローテーションを実施し、職員の能

力開発、人材育成に努めている。

- ・行政運営に関する市民意見については、幹部職員に偏った目線がある旨意見があるが、現時点では、どの点において偏っているのが不明確であり、この市民意見への対応は難しいと考える。

◆具体的施策 No369, 373 「行政組織・機構の見直し」

企画調整課

- ・本事業は、限られた人材の中で多様化する行政課題に的確に対応するため、柔軟で機動的、市民に分かりやすい組織体制を構築し、見直しを行うものである。(1) 第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～後期基本計画と亀岡市総合戦略を推進する組織・機構、(2) 機能的で効率的な市民にわかりやすい組織・機構、(3) 権限移譲、制度改正等に対応し円滑に事務を執行する組織・機構の3つの視点に基づき、組織力の向上を目指している。
- ・活動指標は、効率的かつ効果的な組織・機構の検討と部局ヒアリング実施を実施としており、翌年度に向けた課題・現状、職員体制に係る調書の提出を受けた上で、部長ヒアリングを実施している。部局における課題を把握し、より効果的で効率的な組織になるように見直しを行っていく。
- ・本事業について、部長ヒアリングを公表し、市民から意見を募集してはどうかと市民意見があるが、部局ヒアリングは課題事項把握のための調整の場であるため、公開や市民意見の募集は考えていない。また、総合窓口の設置についても意見をいただいているが、これまでも他市の事例を研究し、参考にしており、より市民にわかりやすい組織・機構が構築できるよう、今後も研究・検討に努めたい。
- ・成果指標は行政組織・機構の見直しに伴う職員の適正配置・適正な職員数としている。病院事業・再任用職員を除く、各年度4月1日時点の人数としており、平成22年4月1日の人数を上回らないこととしている。平成31年と令和2年の職員数は、629人となっており、目標値を上回っているが、こちらは大河ドラマプロジェクトなど、期間が限定される業務の時限措置として、定数目標の枠外の人員配置を行ったものである。業務量に応じて柔軟な体制をとりながら適正な職員数・配置を行っていく。

◆具体的施策 No371 「入札執行管理事務」

契約検査課

- ・平成27年度から、工事関係の入札については電子入札を完全実施している。入札・契約制度の充実に向け、入札監視委員会を開催し、亀岡市が発注する工事関係に係る入札・契約の過程及び契約内容の透明性並びに公平性を高めた競争を確保している。
- ・建設工事にかかる入札契約の過程・契約内容の透明性、公平な競争の確保を目的として第三者に公平・中立な立場で意見を述べてもらうために平成28年度から入札監視委員会を設置している。入札監視委員会は、学識経験者など3人の委員で構成され、7月と1月に開催する。半期ごとの契約案件を対象に、入札経緯や指名停止等の運用状況について事務局から説明し、確認いただいている。
- ・活動指標は、入札監視委員会の年2回開催としており、累積達成度は80%である。
- ・成果指標は、入札監視委員会における抽出案件に係る入札経緯等の確認としており、累積達成度は80%である。入札手続き等に対する改善事項の指摘はなかった。
- ・令和元年度の事業費は、4,599,401円であり、電子入札関連のシステム保守業務委託に係る経費である。
- ・現状として、適正な入札契約事務を実施しているところである。入札監視委員会の設置により、入札・契約の透明性の確保と公平性を図っている。今後も契約の透明性確保、公平性促進のため、適正な入札執行に努める。

◆具体的施策 No372 「工事検査執行事務」

契約検査課

- ・工事データの電子納品、厳正な検査執行事務を行っている。平成 21 年から電子納品ガイドライン・実施マニュアルを策定し、対象工事を拡大し、普及・啓発を進めている。電子納品のメリットとして、データの再利用や、データが蓄積されることによる施行や維持管理など次の段階での利活用が期待できる。また、収納スペースの削減、省資源化、コストの削減につながる。
- ・亀岡市における公共事業の円滑な推進に図るため、主に、工事発注者・技術職員により技術検討会を設置・開催し、国や京都府の通達や調整すべき内容について検討・周知を行い、統一的な見解のもとで担当業務に従事することができるようにしている。また、これらを各所属の関係者に共有することで職員の技術の底上げに繋がる。また、個々の能力が高まることで受注者への指導能力の向上、工事成果物の質の向上及び成績評定点の向上に繋がる。
- ・活動指標は、技術検討会の開催としており、年 2 回としている。平成 28 年度については、1 回の開催となったため、累積達成度は 70%となっている。
- ・成果指標は、厳正な工事検査の実施 成績評定点 68 点以上の率が 92.6%以上としているが、令和元年度が 91.5%であったため、累積達成度は 79.8%となっている。
- ・今後も、個々の能力を高め、技術力の向上を図れるよう、取り組んでいく。

◆具体的施策 No377 「審議会等の設置及び公開に関する指針」及び「亀岡市民の意見提出手続きに関する要綱」の運用」

企画調整課

- ・審議会等への市民参画を図るため、委員の公募を進めるとともに、審議会等の情報を広く発信し、審議会等への市民傍聴を進めている。また、市民生活に関わる市の計画等を定める場合、パブリックコメントを実施し、市政の情報公開と市民意見の募集、反映を図っている。
- ・活動指標は、審議会公募委員の推進に係る周知を行うこととし、公募制の積極的な導入を進めるために、審議会委員改選時に公募委員確認を実施している。
- ・成果指標は、審議会等への公募委員の割合としており、審議会委員改選時に、公募委員比率の確認を行い、公募委員比率 10%達成に向け取り組んでいる。審議会によっては、専門的な意見聴取のため、市民公募が適さないものもあるが、継続的に公募委員の登用を取り組んでいきたい。
- ・審議会の公募枠を拡大し、子育て世代、学生など幅広く進めるのはどうかと市民意見があったが、登用を進めるためにも、公募委員比率 10%達成できるよう、改選時に所管課へ積極的な働きかけを行い、幅広い世代からの登用を図りたい。
- ・また、審議会の傍聴について、日程が分かるものは公表してはどうかと意見があった。開催情報は市 HP に公表しているが、会議確定が審議会の開催日の直前になることもあり、公表が遅くなることもある。積極的に働きかけながら、早く掲載できるよう努めていきたい。
- ・審議会の様子について、Facebook や LINE に配信すべきとの意見については、現在会議終了後、会議の要旨を、市 HP に公表しており、その他の公開については現時点では考えていない。よりわかりやすい HP での公開へ注力したい。
- ・市民意見の中で、パブリックコメントについて、市民の声に傾けてほしいとの意見があった。パブリックコメントは、提出された意見を検討し、計画等の趣旨を踏まえ反映できるものは反映し、提出された意見の概要と実施機関の考え方を公表している。いただいた意見については、十分な検討に努めていきたい。

◆具体的施策 No379 「自治基本条例の研究」

企画調整課

- ・市民と行政が協働したまちづくりを進めるため、先進自治体の実情調査を実施し、自治体運営の基本的な事項を定めた本市の自治基本条例について、調査・研究を行う事業である。

- ・今まで、先進自治体の策定状況・実情調査、先進自治体の視察、先進自治体へのアンケート調査を行い、条例制定の目的や必要性について検証を行ってきた。条例を制定する効果として、市民、議会、市役所の役割を確認し、それぞれ活動する上での基本的なルールを定めることができる。また、会議の公開、パブリックコメントの実施が徹底されること、まちづくりの参画、協働による取組が促されることが挙げられる。一方で、最高法規とするかどうかといった条例の位置付けの問題や、策定している計画・指針との整合性など、条例制定に係る課題があることがわかった。
- ・条例制定の効果や必要性を整理し、市の状況に合わせた自治基本条例について、調査結果を報告書に取りまとめることとしている。本事業について、市民の意見を求めているかどうかという市民意見があるが、調査結果を踏まえ、報告書を作成することとしているため、必要に応じて検討していきたい。

<質疑応答>

部会長

- ・具体的施策 No374 人材育成事業について、成果指標が研修の参加者数となっているが、それは活動指標ではないか。研修を行い、どれほど能力が向上したのか、もしくは職員の満足度がどれほど向上したのかといったことが測れたほうがよいのではないか。
- ・紹介いただいた研修は、多くの自治体で行っていることであるように思う。今までの行政の考え方だけでは対応できない事例が出てきていることと思う。国への出向や、民間との人材交流など積極的に進めるのはどうか。総務省において、そのような補助金があったように思う。亀岡市が抱えている課題は、スタジアムはもちろん、産業振興・観光振興、農業振興など継続的な課題もあり、民間も含めた人材交流の推進や専門的な知識を習得するために、海外の行政のように修士号の取得など大学院に進学したい職員へ奨学金など、積極的な学びの支援があるのではないか。今後専門的な知識が必要になってくるのではないかと思う。

人事課

- ・今までの行政でありがちな研修だけではなく、国や民間の様々な考え・知識を取り入れることが重要だと認識している。次年度以降についても、積極的に取り組みたいと思う。
- ・大学連携については、仕事をしながら、大学の奨学金制度を利用して、大学院で学ぶ制度があり、過去に数人利用している。また、福利厚生の一環で自学に取り組む職員に対し、一定の補助をする制度があるが、そういった制度を周知するなど職員が積極的に自学に取り組めるような支援を行っていきたい。

C 委員

- ・人材育成は大事にすべきことである。亀岡市を誇りに持ち、担い手として仕事をしている自覚を持ち、自発的に動ける職員が必要である。人材開発については、企業もトライアルしている中、行政は今までのことだけを行うのはいけないと思う。民間や行政で意見を交わし、今後の亀岡市のまちづくりを担ってほしいと思う。

A 委員

- ・具体的施策No.375 マネジメント改革事業について。亀岡を担っていく人材の育成という考えは賛成であるが、マネジメントの観点からすると、働き方改革の推進やコロナ禍でテレワークが進む中、行政の中でも、仕事の範囲をどのようにするか考える必要がある。今後何か考えていることがあれば教えてほしい。

人事課

- ・仕事の範囲については、市全体でも行政改革に取り組んでいるところ。市民ニーズが広がる状況であり、今までのやり方とは異なる方法で市民満足度を上げられるよう取り組んでいる。具体的な事業をどうするかまではいたっていないが、市全体で仕事の取り組み方を考えているところである。

部会長

- ・具体的施策No.375 マネジメント改革事業についてだが、今までの日本の役所はゼネラリストの育成であり、年金や福祉の仕事など、縦横無尽に異動があった。難しい課題が増えてくると、専門的な人材が必要ではないか。例えば、環境の分野を極める職員がいて、時々他の部署への異動などが考えられるのではないか。様々な部署を渡り歩くというよりも、専門性を生かしていく方向性に変わろうとしている状況か。

人事課

- ・ゼネラリスト・スペシャリストの考え方があるが、それぞれ一長一短がある。新規採用職員については、様々な職務の経験をさせ、能力開発・人材育成を図るためジョブローテーションを採用しているが、それ以降については、ゼネラリストもしくは、スペシャリストになるのか、職員の希望も併せて人事異動を行っているところである。また、満足度や、自分が生かせる職務等を記入してもらっているが、あくまでも組織であるため、必ず本人の希望どおりの配置とはならない場合もある。

部会長

- ・上司が部下の評価をすると思うが、部下から上司を評価する仕組みはあるか。

人事課

- ・今はない。人事評価は自己評価をした上で、上司が評価し、それをフィードバックするものである。一方通行の上からの評価ではなく、人材育成を目的とした人事評価を行っている。

部会長

- ・評価されるだけでは下はつらいのではないかと思う。職場に対する満足度を測ることはできないか。職場に満足してこそパフォーマンスが上がると思う。上司に対する評価は難しいと思うが、所属する課や係に対する満足度を把握することで、改善点や指摘がみえてくるのではないかと思う。

E 委員

- ・具体的施策No.371 入札執行管理事務についてだが、亀岡市内に限るのか。それとも、市内外で可能なのか。また、新規入札される場合について、信頼がおけるか、調査した上で、このような方法をとっているのか。

契約検査課

- ・電子入札のシステムを利用するにあたっては、パソコンやICカード等、電子入札に参加するための機材等を配備する必要がある。必要な機材等があれば、市外から入札することは可能である。また、システム障害時等やむを得ない場合や、諸事情により機材等が導入できない事業者でも、承諾願を提出していただくことで、紙での入札参加が可能となるよう配慮しており、電子と紙併用で入札を行う場合もある。

E 委員

- ・仕上がりなど、信頼ができていないのか。お金の面だけではなく、信頼が必要となる仕事があると思う。新規や稀に参加する事業者に対して、信頼して発注できているのか。現在、職人といった人が

減っている状況であり、審査はされていることと思うが、仕上がりを見ると、これで審査が通ったのかと疑問に思うことも多々ある。そのため、信頼関係がどの程度あるのか、疑問に思う。

契約検査課

- ・業者については、年に1度指名登録を行っており、建築業の許可に加え、経営事項審査があるため、こちらを合格したもののみが市の登録業者となる。

部会長

- ・E 委員指摘の点は、市役所と業者の信頼関係に加え、市民を含めて信頼関係があるかどうかではないか。検査項目内に、工事に関して不具合がなかったかどうかなど、住民にヒアリングする仕組みがあってもよいのではないかと。

契約検査課

- ・ヒアリングではないが、検査において、地元・自治会等の確認を得る場合もある。工事完了後、隣接関係者として支障がないか確認していただいている。また、地元調整を行いトラブルの発生がないといった対外関係における検査項目も設けており、評価を実施している。

部会長

- ・検査はしていることと思うが、住民にも伝わると良い。良い工事であった場合、市民の満足度を上げることに繋がる。住民にわかりやすく伝えるようにしてほしいと思う。

○事業についての説明（行政運営）（後半5事業）

◆具体的施策 No15・378①「市民協働に関する情報発信の強化・民間活力を活かす手法・手段の導入の研究・推進」

市民力推進課

- ・様々な課題やニーズがあるなか、NPO 法人等の市民団体の取組が広がり、また団体間の協働を進めるべく、市民活動推進センターを中心に情報発信を行っている。団体は、市民活動推進センターに参加することで登録している団体の活動内容や情報を得やすく、協働を促進する機会の創出が可能となり、課題解決に繋がると考えている。なお、登録団体・参加者数は増加している。
- ・当センターは、NPO 法人みんなのネットワークに管理を委託しており、市民によりそった活動ができた。まちづくりに関するフォーラムを市民活動推進センターと市で共催し、地域の課題について話す場を設け、協働の担い手拡大に向けた事業を実施した。また、オンラインやくすのき瓦版などを通じて情報提供することで、市民活動について市民にアピールすることができた。
- ・活動団体は増えているが、課題解決にあたっては、団体間の繋がりが大切であることから、繋がりを生み出す機能を充実し、強化することが必要である。情報やノウハウの交換が気軽にできるよう、市民活動推進センターを中心に改善しながら進めていきたい。

◆具体的施策 No376「情報公開の推進・市民情報コーナーの利用者数」

総務課

- ・行政の持つ情報を市民に公開することで、市政に対する理解・信頼を深めるため、情報公開の推進に取り組んでいる。市民情報コーナーにおける行政資料の提供や、情報公開請求等に対応している。市民情報コーナーで、様々な行政資料を配架し、情報提供することで、市民の知る権利を保障し、市政の透明性を確保に取り組んだ。
- ・活動指標は、市民情報コーナーに配架している資料増加数としているが、累積達成度は80%である。

- ・成果指標は、市民情報コーナーの利用者数の増加を掲げていたが、利用者数は減少傾向であり、累積達成度は44%である。その要因としては、情報公開の手続きについてHPで発信し、制度に関する理解が進み、市民情報コーナーへの相談件数が減ったためである。また、公開情報は、HPでも見ることができるよう取組を進め、市民情報コーナーに足を運ばずとも情報を得ることができる環境を整えてきた。
- ・情報公開のニーズが減ったわけではなく、情報を得る媒体が移行していることを踏まえ、時代に添った取組を進める。今後は、利用者の利便性に因るため、情報がすぐに得られるよう、市HPを活用した情報公開の推進に取り組む。
- ・成果指標として掲げる、市民情報コーナーの利用者数の増加については、電子化のニーズに沿った指標に見直すことが必要である。情報公開請求を待たずに公開し、市民への共有化、市政の透明性を図っていききたい。

◆具体的施策 No370 「監査能力の向上」

監査委員事務局

- ・独立機関としての機能を高め、公正な監査が行われるよう監査能力の向上を目指している。監査を効率的・効果的に実施するため、毎年度監査計画を策定し、日程、対象部局、監査の基本方針、重点項目などを明らかにし、全庁に通知をしている。
- ・令和元年度は定期監査を26箇所、随時監査（棚卸監査2箇所、工事監査1箇所）、財政援助団体等監査を4団体実施し、結果、定期監査で7件、財政援助団体等監査で3件の指摘事項があり、各部署に改善を求めた。その改善率を成果指標としている。現在、10件のうち9件改善措置の提出を受けており、現在の達成率は90%である。残りは改善に向けての取組を進めているところ。監査委員事務局職員は全国都市監査委員会による研修や他市との意見交換会などに参加し、監査能力の向上に努めている。

◆具体的施策 No378② 「指定管理者制度の推進及びPFI導入の検討」

財産管理課

- ・亀岡市では、多様化、複雑化する市民ニーズに応えるため、民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図り、公の施設を効率的、効果的に活用するために、現在63施設に指定管理者制度を導入している。指定管理者は、導入・更新前年度に、内部委員、外部委員からなる公の指定管理者選定委員会を開催し、候補者を選定し、議会の議決を得て指定される。
- ・PFI事業については、新火葬場に導入を検討しているが、活動指標など明確な設定は難しい。
- ・新規施設の建設は、亀岡市公共施設総合管理計画に基づき、管理維持コストを勘案し、基本的には行わないこととしているが、施設の統廃合や改修時に積極的なPFI事業を導入するようにしている。

◆具体的施策 No380② 「公共施設マネジメントの推進」

財産管理課

- ・市が所有している公共施設の計画的な維持修繕による長寿命化や、施設保有量の最適化を行い、適切な行政サービス、安定した財政運営を両立させる取組である。
- ・将来的な人口減少、少子高齢化などの課題があり、公共施設の老朽化による維持費の増大が問題となる。亀岡市の建築施設は、昭和54年頃から平成15年までに多くの施設整備を行ったため、今後施設が一斉に更新時期を迎えることとなる。現状の施設を維持した場合、維持には膨大な金額がかかることから、平成28年に「亀岡市公共施設等総合管理計画」を策定し、令和27年度までに、市保有の建築施設の延床面積の10.7%を削減することとしている。目標実現により、将来人口の規模にあった保有量となり、必要な施設の集中的な管理による、財政負担を軽減する。

- ・計画の推進にあたっては、公共施設マネジメント推進本部会議の開催や、各施設所管課の分析により長寿命化・最適化にかかる個別計画を策定している。
- ・市民から、公共施設カルテに係る意見があったが、亀岡市の施設の利用状況や歳入歳出状況が示され、毎年度更新を行っている。個別計画と合わせ、将来の施設の適正な取り扱いを検討している。

<質疑応答>

A 委員

- ・具体的施策 No380② 公共施設マネジメントの推進についてだが、今後を考えると、除却が必要になってくると思う。施設の複合化、多目的化、目的外利用など、柔軟な利用が大事だと思う。公共施設マネジメントでは、その点について、何か検討や進めていることはあるか。

財産管理課

- ・公共施設マネジメント計画については、除却・長寿命化のみを目指すものではなく、複合化や民間との協働など、様々な視点で最適な利用について検討している。

C 委員

- ・具体的施策 No380② 公共施設マネジメントについて、公共施設を維持・管理していくために、コロナ禍で活動が抑制される中、何か考えていることはあるか。

財産管理課

- ・コロナ禍に対応した施設、というのは現時点ではないが、時代の状況に応じて考えていくことは可能であると考えている。

部会長

- ・具体的施策 No376 情報公開の推進・市民情報コーナーの利用者数、具体的施策 No370 監査能力の向上について、情報公開をしているのは承知しているが、研究者からすると PDF ではなく、Excel でもデータが欲しい。行政資料を研究者が研究に用いることは、間接的にまちの PR になる。例えばデータを用いた研究が報道に取り上げられることが考えられる。
- ・監査結果について、HP を見たが、見つけられなかった。他の自治体では HP 上で公開をしていると思うので、亀岡市でも検討いただきたい。

総務課

- ・情報公開の推進については、市 HP でも積極的に情報提供を進めているところ。国においても、市民の方が情報を利活用可能な形態での提供を進めており、市においてもオープンデータの取組を進めている。市民が利活用しやすいよう進めていきたい。

監査委員事務局

- ・見つけにくいかもしれないが、監査結果や計画は HP に掲載している。現在は PDF で掲載をしている。

部会長

- ・加工するデータではないので、監査結果は PDF でよいと思うが、見つけやすいようにしてほしいと思う。このようなことが行われていることを知らない市民もいるのではないか。行っていることをアピールしてほしいと思う。

＜進行管理部会による評価＞

○後期基本計画第7章第6節「住宅・住環境」

部会長

- ・住宅・住環境の評価に極端なばらつきはなかったと思う。言い足りなかったことなどがあれば御意見をいただきたい。
- ・この中で、重要性が低いと評価されたのは、具体的施策No.354 市営住宅の計画的建替えの推進である。先ほどD委員からの、現在のマンション型の施設を提供つづけることはどうなのか、という指摘を受けてかと思う。市営住宅の改修に中々予算が付けられないという状況であると説明を受けた。一方で、空き家が増えている状況である。

D委員

- ・市営住宅は大切な施設であり、低所得者へ住宅を提供するものである。コロナ禍で職を失う方もいると思うため、そのような中で、セーフティーネットのような施設は大事と思う。
- ・しかし、空き家も増えている現状や、市を総合的に見ると、民間を活用する制度などが益々必要になってくると思う。
- ・そのような状況の中、滝の花住宅を建てる計画があり、毎年予算要望しているとのことだが、今建てなくてはいけぬのか。

部会長

- ・滝の花住宅の隣に民間のアパートがあるが、人が住んでいない。こちらは民間が建て替えるのか。

事務局

- ・そちらは民間で建替えを予定していることから、入居者が出ていった。民間経営者の意向によるものである。

部会長

- ・URの保津川団地にも空き部屋があると聞く。住んでいると、コミュニティが出来、無理に移ってもらうことは難しいだろう。亀岡市には、市営住宅・URもある状況である。また、府の職員住宅の空き部屋を東日本大震災後、一時避難で使用してもらったこともある。

D委員

- ・耐用年数が過ぎた市営住宅であっても、住み慣れた施設であるため出ていかず、なかなか建替えが進まない。古い市営住宅は、新しく入居者を入れないようにしていると聞いている。例えば、滝の花市営住宅を新しく建設し、移ってもらい、古いところは除却すると相対的に考えられるのであればよいが、ストック計画の中で、市営住宅を建てなくてはならないとしているから建設をするというのは避けたほうがよい。一度策定した計画ではあるものの、時代とともに見直さなくてはならないと思う。

A委員

- ・市営住宅について、公的な関わり方としては、家賃補助などもあるのではないかと。空き家がある中で、全面的に建て替えることは現実的ではないと思う。

部会長

- ・部会としては、市営住宅の新規建設や建て替えなど、ハード面の維持をしていくというよりは、コミュニティに配慮しつつ、民間の住宅を活用し、家賃補助など福祉的な施策での対応を重視すべき

ではないかと取りまとめたいと思う。

D 委員

- ・コストの計算は大事である。市営住宅を建ててどれほど維持管理がかかるのか。また、家賃補助も継続的に行う必要が生じる。その兼ね合いが必要かと思う。

B 委員

- ・市営住宅に住んでいる方は、高齢の方が多い。

D 委員

- ・高齢者に移ってもらうのは難しく、最後まで使っていただく場合もあるだろう。

部会長

- ・人生の最後が寂しいものは悲しい。御近所がいなくなるとすれば見回りなどもしっかりと頂く必要がある。
- ・民間の住宅を活用し、新しい市営住宅・住宅施策を検討してほしいというのを部会の意見に加える。
- ・移住定住については、予想以上の効果がでていたとの嬉しい報告があった。

D 委員

- ・空き家問題は中々解決策がないが、放置すると近所迷惑になる。何か強制的にできる法整備が進むとよいと思う。

○後期基本計画第8章第1節「行政運営」

部会長

- ・コンプライアンス・公共施設マネジメントなど多岐に渡る分野であった。

D 委員

- ・公共施設マネジメントに関しては、人口減少していく中、今の施設のまま維持するのは無駄があると思う。コスト的にも難しい背景があるため、一定の基準をもって、除却等を進めていく必要があるであろう。文化施設がほしいという要望がある中、公共施設マネジメントの推進にあたっては、老朽化し、今後の利用も見込めないものは、統廃合が必要ではないか。それを誰が判断していくかが問題である。小学校の統廃合もなかなか進んでいない例もある。

部会長

- ・統廃合の費用負担や、行うことによるメリット・デメリットを示せると良い。なぜ必要なかはわかっていると思う。
- ・この方法を行うというのは、市で考えるだけではなく、みんなで議論できる場があればと思う。

D 委員

- ・公共施設マネジメントについては、それぞれの部署によって考え方が異なる。この施設はこの基準で作ったという基準が現在わからなくなっているのではないか。統廃合の議論をしていく必要がある。公共施設マネジメントは難しい問題と思う。

部会長

- ・この中で、重要性が低いと評価されたのは、具体的施策No.371 入札執行管理業務である。本事業は、

重要性が低いことはないと思うが、淡々と行っていくという意味合いで低くなっているのかなと思う。

副部長

- ・入札経緯等の確認が、指摘・意見なしが続いているものの、こちらはなくてよいものなのか、それともしっかりと行われていないからなのかがわからないと思ったため、このように評価をした。

部長

- ・指摘意見がないことが良いことなのか悪いことなのか。良いから意見がなかったのか、それとも儀礼的になっているのであればよくないことと思う。
- ・具体的施策No.371 入札執行管理業務における研修会は、建設業者が対象となっているが、建設業者だけが入札の対象者ということはないのではないかと。建設業者に問題が起こりやすいのか、それとも入札の金額が大きいからなのか。
- ・以前、プロポーザル評価委員を行ったことがある。シルバー人材センターは配分金であるため、最低賃金の適用を受けず、安い価格で落札し、民業圧迫する場合もあり得る、意義を否定するわけではないが、どの業務をどのように入札するのかを考えたほうがよいと別の市でもお話したことがある。

D 委員

- ・建設業者の研修は、安全な現場や、労災に関するものであったと思う。
- ・入札は登録業者から選んでいく形になる。シルバー人材センターは特殊であり、そちらに任すかどうかによるのではないかと。

部長

- ・任せるなという意見ではなく、行政的な目的をもって任せるのであればよいと思う。高齢者の雇用の創出も必要であり、福祉的な目的があるのは理解している。一方で、若い世代の失業なども問題になっている。雇用を確保する場を削っている可能性があると思う。

D 委員

- ・重要性は相対評価であるため、評価を5~1に分配する必要があると思い、あえて1を付けた。1を付けたくない気持ちはあった。

部長

- ・相対評価でよい。
- ・具体的施策No.371 入札執行管理業務においては、地元との信頼関係について御指摘をいただいたが、どうか。

E 委員

- ・年を取ると、体が動かなくなってくる。工事する際に、体が動かない方がいらっしゃることもある。ちゃんとやってくれるという信頼関係が昔はあったが、安ければいいというわけではないと思う。入札された工事の請負をしたことがあるが、亀岡市内の事業者が中々落札できないという話も聞いたことがある。入札制度はそういった例が多く、もう少し亀岡市の事業者に対し優遇できることがないかと思う。和歌山市など、新規だと入札できない例もあると聞く。

部長

- ・具体的施策No.372 工事検査執行事務工事の検査とも関係するが、工事をする際にはその旨回覧で回ってくるが、工事終了の報告がないと思う。気づきの点はこちらに連絡をといった回覧を回し、指摘に対する対応を示すと、関心の持ち方も変わるのではないかと。工事が終わった旨、案内してもよいと思う。

D 委員

- ・仕上がりについては、工事の監査を行うが、技術を見抜ける能力をもつ人が必要である。市役所は技術者不足で建築関係の人材が不足していると聞く。仕上りを検査できる体制が必要である。この程度で検査が通った、となると、質の低下に繋がる。

部会長

- ・具体的施策No.375 マネジメント改革において、スペシャリストについて指摘した。業者はその道一筋で知識があるのに対し、行政は人が変わりやすい。
- ・入札に関しては、コストの削減は大事だが、地元住民の声を反映する仕組みを検討してほしい。また、建設業以外にも研修など、情報提供する場を必要に応じて設けるようにしてほしい、という意見をまとめたいと思う。

副部会長

- ・ヒアリング時の市役所の職員を見ると、女性は第7章よりも第8章のほうが多かった。どのような人材を育成するにも関わる。住宅・住環境に女性の視点が加わらない限り、亀岡の今後は難しいのではないかと。施策として、土木の女性職員を採用するなどできないか。そういった職員が複数いると、柱として育っていくのではないかと。男性の多い職場でも女性が担当できるように積極的に何かをしてほしいと思う。もちろん女性の都合もあると思うが、そのような感想をもった。

部会長

- ・部会の意見として、男女の偏りがないようにしてほしいことを加える。

3 閉会

事務局

- ・本日頂戴した意見、評価結果をもとに、10月に理事者ヒアリングを実施し、事業の改善に努めていく。
- ・理事者ヒアリングの結果については、来年1月開催予定の令和2年度第4回亀岡市総合計画審議会進行管理部会にて報告させていただく。

以上